

2007年1月25日
(平成19年)

藤沢市八部公園ほか2公園指定管理者
財団法人藤沢市スポーツ振興財団
理事長 水嶋正夫様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

鵠沼運動公園内施設運営管理の受託業務及び市との連絡調整に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年1月17日付けで諮問（第233号）された鵠沼運動公園内施設運営管理の受託業務及び市との連絡調整に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (2) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供することについては、「3 審議会の判断理由」の(3)に述べたところにより認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(4)に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人に通知をしないことの合理的理由、コンピュータ処理をする必要性並びに目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 藤沢市八部公園は平成13年4月1日から財団法人藤沢市スポーツ振興財団が藤沢市から業務委託を請け、その他の市内スポーツ施設（秩父宮記念体育館・秋葉台運動施設事務所等）とともに管理運営を行なってきたが、平成18年4月1日からは藤沢市八部公園他2公園指定管理者として指定を受け、引き続き管理運営を行っている。

施設の管理運営の中で、防犯等のため防犯カメラをプール棟内4台、プール棟屋上1台、屋外プール2台（うち1台は精算機を監視するために設置されている録画機能付きの高感度カメラ）、駐車場2台（ハードディスクへの録画機能あり）、合計9台設置して管理を行っている。ところが平成15年4月1日から平成18年12月31日までの間で、ロッカーあらし3件、放火・焚き火11件、ベンチや防球ネットなどの器物損壊や公園内でのゴミの投棄による散乱については多数発生している。また、退場ゲートの損壊事故も1件発生している。

駐車場に平成17年7月に設置された2台の防犯カメラについては、ハードディスクへの録画機能が備わっており、これは入退場ゲートの損壊及び場内での事故や犯罪を防止するために設置されたもので、これらの事象が発生した際、その解決を円滑にするためのものである。

また、管理事務所の外に設置されている精算機を監視するために設置されている録画機能付きの高感度カメラ（屋外プール）については、ビデオデッキの外部入力機能を使ってビデオテープ録画で対応している。

これら録画機能付き防犯カメラによって保存された映像は本人以外のものから収集する個人情報であることから、条例第10条第4項の規定により、今回の諮問に至ったものである。

イ 駐車場に設置している2台の防犯カメラについては、ハードディスクに保存する機能が備わっており、この場合、コンピュータを使用して行われる情報の蓄積であることから、条例第18条のコンピュータ処理に該当するため、今回の諮問に至ったものである。

ウ 窃盗、器物損壊、放火及び不法侵入については、警察の照会もたびたびあり、今後も司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条

第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により、防犯カメラによって撮影し、録画した画像のうち当該画像から特定の個人を識別できるもの（以下「防犯カメラ画像データ」という。）の目的外提供の依頼が想定できる。この場合、条例第12条4項により藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）に諮問しなければならない。ついては、事件解決への迅速な対応のため、今後司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合は、目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと指定管理者である本財団の理事長が判断した場合に限って、運営審議会への諮問の手続きを経ることなく、目的外提供できるという包括的な取扱いをしたく、諮問に至ったものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、施設での盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの映像の保存にあたり電磁的媒体としてはビデオテープ等もあるが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用は困難となっている。一方、ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式にしたものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器であるハードディスク及び画像を複製するためのパソコンは、管理事務所に配置しワイヤーにより固定することで持ち出しを防止している。また、操作を行う際にはパスワードの設定をしておき、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限している。日常的な管理としては、条例の定めるところに従

い適正に取り扱うこと及び「財団法人藤沢市スポーツ振興財団防犯カメラ運用基準」（以下「カメラ運用基準」という。）を定め、管理を行うこととする。

なお、設置機種は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。また、防犯カメラの画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しないものとする。

(4) 目的外提供について

ア 目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、当該施設内で発生した盗難、器物損壊、放火及び不法侵入の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うにあたり、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって行われるものであることから、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は、当該施設利用者である被害者を救済することでもあり、そのことが当該施設を管理する本財団の利益と合致するものである。

また、当該事件の解決には照会に対する早急な対応が特に重要となることから、今後の防犯カメラ画像データの目的外提供については、目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと本財団の理事長が判断した場合に限って、運営審議会に諮問の手続きを経ることなく、カメラ運用基準に基づき、目的外提供できるという包括的な取扱をさせていただく必要性があると判断したものである。

イ 目的外に提供する提供先

司法警察職員としての職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

(5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ映像であり、当該映像テープで確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略したい。

(6) 実施時期（予定年月日）

本人以外のものから収集及びその本人への収集に伴う通知の省略について

平成18年 4月 1日

コンピューター処理の制限について 平成18年 4月 1日

防犯カメラ画像データの目的外提供及び目的外提供に伴う本人通知の省略について

運営審議会において承認をえられた日以降

(7) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書（案）

イ 防犯カメラ設置箇所図

ウ 記録媒体使用機種

エ 財団法人藤沢市スポーツ振興財団防犯カメラ運用基準（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(4)までの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

防犯カメラ画像データ収集の目的は、施設での窃盗等の犯罪を防止することであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難である。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集する必要性が認められる。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

防犯カメラの映像の保存にあたり電磁的媒体としてはビデオテープ等もあるが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用は困難となっている。一方、ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制について

安全対策としては、実施機関では、録画機器であるハードディスク及び画像を複写するためのパソコンは、管理事務所に配置しワイヤーにより固定することで持ち出しを防止している。また、操作を行う際にはパスワードの設定をしており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利

用ができないよう利用者を制限している。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い適正に取り扱うこと及びカメラ運用基準を定め、管理を行うこととしている。

なお、設置機種は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。また、防犯カメラの画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しないこととしている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

(3) 目的外に提供する必要性について

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、当該施設内で発生した窃盗、器物損壊、放火及び不法侵入の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うにあたり、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって行われるものであるため、当該照会の正当性及び公益性は認められる。また、事件の解決は、当該施設利用者である被害者を救済することになる。

そこで、当該事件の解決には照会に対する早急な対応が特に重要となることから、実施機関では今後の防犯カメラ映像ビデオテープの目的外提供については、目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと実施機関の理事長が判断した場合に限って、運営審議会に諮問の手続きを経ることなく、カメラ運用基準に基づき、目的外提供できるといふ包括的な取扱をするとのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

ただし、審議会によるチェックを確保する観点から、提供するのはどのような犯罪についての照会の場合か、提供するかどうかの判断は誰が行うのか、提供した場合に記録に残すこと及び審議会への事後報告を義務づけること等をガイドラインを別に定めて運用すること及びガイドラインを定めることに伴ってカメラ運用基準を整理することを条件とするものである。

(4) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ映像であり、当該映像テープで確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人へ個別に通知することは事実上不可能である。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

ただし、自己情報のコントロール権を保障する観点から、防犯カメラ設置場所に防犯カメラにより画像撮影中である旨の表示を設置することを条件とするものである。

以 上